

非上場株式等についての 相続税・贈与税の納税猶予の特例

平成24年11月3日

広島大学マネジメント研究センター

特任准教授 佐伯健司

経済産業省中小企業庁の主導の下に

・「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下「経営承継円滑化法」という。)が、平成20年5月9日に第169回通常国会において可決・成立し、平成20年10月1日(遺留分に関する民法の特例は平成21年3月1日)から施行された。

・内容

- ①遺留分に関する民法の特例
- ②金融支援措置
- ③事業承継税制
 - ・贈与税の納税猶予・免税制度
 - ・相続税の納税猶予・免税制度

現行の相続税

- ・相続税について課税根拠が明らかでない。
- ・明治38年(1905年)に相続税に採用された。その時の理由は、戦費調達のための非常時特別税であったとされる。それが、そのまま遺産方式の租税制度として定着したとされる。
- ・相続税法 一税法二税目

納税猶予の概要

- ・本制度は広く知られているのか
 - ・政策税制であるため、適用要件が厳しい
 - ・納税猶予額
 - 相続税(20年10月1日以降開始分)
 - 80%(発行済完全議決権株式等の総数の3分2が適用上限)
 - 贈与税(21年4月1日以降の贈与)
 - 100%(発行済完全議決権株式等の総数の3分2が適用上限)
- 具体的な計算は後述

株式評価方法

- ・「企業価値評価ガイドライン」(平成19年11月日本公認会計士協会)
- ・「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」(平成21年2月 中小企業庁)
- ・上記評価方法
 - ①収益方式
 - ②純資産方式
 - ③比準方式
 - ④取引事例方式

相続税法の評価

- ・「相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価による」(相続税22条)
- ・相続税法において株式の評価は、解釈・適用にゆだねられている。国税庁は財産評価については、「財産評価通達」を制定して、現実の評価実務は通達にしたがって行われている。
- ・財産評価通達上の株式の種類
 - 上場株式(金融商品取引所に上場されている株式)
 - 気配相場等のある株式
 - 取引相場のない株式

財産評価通達による評価

・「財産の客観的交換価値は、必ずしも一義的に明確に確定されるものではないことから、課税実務上は、原則として、評価通達の定めによって評価した価額をもって時価とすることとされている。これは、財産の客観的交換価値を個別に評価する方法をとると、その評価方法、基礎資料の選択の仕方等により異なった評価額が生じることを避け難く、また、課税庁の事務負担が重くなり、回帰的、かつ、大量に発生する課税事務の迅速な処理が困難となるおそれがあること等から、あらかじめ定められた評価方法により画一的に評価する方が、納税者の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地から見て合理的であるという理由に基づくものである。

したがって、評価通達に定められた評価方法が合理的なものである限り、これは時価の評価方法として妥当性を有するものと解される。」(東京地裁平成15年(行ウ)第214号、平成17年10月12日判決)

非上場株式等についての贈与税の納税猶予(1)

- ・経済産業大臣の事前確認が必要である。実際の手続は各地方経済産業局に提出。
- ・受贈者が贈与を受ける前から既に取得していたものを含めて発行済議決権株式等の総数等の2/3に達するまでの部分が納税猶予の対象となる。
- ・これらの株式に係る贈与税の納税猶予額は、最終的に、贈与者である先代経営者の死亡により、全額免除となる。

非上場株式等についての贈与税の納税猶予(2)

(1)内容(措置法70条の7)

認定贈与承継会社の代表権を有していた者が、経営承継受贈者にその認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした場合において、その贈与が一定の贈与の場合には、その贈与税の期限内申告書の提出により納付すべき額のうち、その申告書にこの規定の適用を受ける旨の記載がある納税猶予分の贈与税額については、申告期限内に担保の提供をした場合には、その贈与者の死亡の日までその納税を猶予する。

非上場株式等についての贈与税の納税猶予(3)

(2)認定贈与承継会社

経営承継円滑化法に規定する中小企業者のうち経済産業大臣の認定を受けた非上場会社で、贈与時に一定の要件を満たすものをいう。

- ①常時使用従業員が1名以上いること
- ②資産保有型会社または資産運用型会社でないこと
- ③風俗営業会社でないこと
- ④その他一定の要件

非上場株式等についての贈与税の納税猶予(4)

(3) 経営承継受贈者

贈与により認定贈与承継会社の非上場株式等を取得した個人で、贈与時において一定の要件を満たす者をいう。

- ① 贈与者の親族であり、かつ、20歳以上であること。
- ② 認定贈与承継会社の代表権を有していること。
- ③ その個人とその個人の同族関係者の有する議決権の数の合計額が50%を超え、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権を有することとなること
- ④ その他一定の要件

非上場株式等についての贈与税の納税猶予(5)

(4) 計算のイメージ

① 1年間に贈与を受けたすべての財産の合計額に係る贈与税

② 贈与を受けた財産が特例の対象株式のみとした場合の贈与税

猶予税額

③ ① - ② = 納付税額

納付税額

非上場株式等についての贈与税の納税猶予(6)

(5) 計算方法

- ① 1年間に贈与を受けたすべての財産の合計額に係る贈与税
- ② 贈与を受けた財産が特例の対象株式のみとした場合の贈与税
(= 納税猶予額)
- ③ ① - ② = 納付税額
- ④ 具体例
 - i (現金300万円 + 対象株式600万円 - 基礎控除額110万円) × 税率40%
- 125万円 = 贈与税額191万円
 - ii (対象株式600万円 - 基礎控除額110万円) × 税率30% - 65万円 =
納税猶予額100万円
 - iii i - ii = 納付税額91万円

非上場株式等についての相続税の納税猶予(1)

- ・経済産業大臣の事前確認が必要である。実際の手続は各地方経済産業局に提出。
- ・経営承継相続人が相続開始直前から有していたものを含めて発行済議決権株式等の総数等の2/3に達するまでの80%相当額部分が納税猶予の対象となる。
- ・贈与税の納税猶予の特例を受けた場合、贈与者の死亡により納税義務は免除されるが、経営承継受贈者は、その免除の対象となった特例受贈非上場株式を相続(遺贈)により取得したものとみなされる。

非上場株式等についての相続税の納税猶予(2)

(1)内容(措置法70条の7の2)

認定承継会社の代表権を有していた者から、相続又は遺贈により、その認定承継会社の非上場株式等を取得した経営承継相続人等が、その相続税の期限内申告書の提出により納付すべき相続税額のうち、その申告書にこの規定の適用を受ける旨の記載がある納税猶予分の相続税額については、申告期限内に担保の提供をした場合には、その経営承継相続人等の死亡の日までその納税を猶予する。

非上場株式等についての相続税の納税猶予(3)

(2)認定承継会社

経営承継円滑化法に規定する中小企業者のうち経済産業大臣の認定を受けた非上場会社で、相続開始時に一定の要件を満たすものをいう。

- ①常時使用従業員が1名以上いること
- ②資産保有型会社または資産運用型会社でないこと
- ③風俗営業会社でないこと
- ④その他一定の要件

非上場株式等についての相続税の納税猶予(4)

(3) 経営承継相続人等

被相続人から相続又は遺贈により認定承継会社の非上場株式等を取得した個人で、一定の要件を満たす者をいう。

- ① その被相続人の親族であること。
- ② 相続開始の日の翌日から5月を経過する日において、認定承継会社の代表権を有していること。
- ③ 相続開始時において、その個人とその個人の同族関係者の有する議決権の数の合計額が50%を超え、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権を有することとなること
- ④ その他一定の要件

非上場株式等についての相続税の納税猶予(5)

(4) 計算のイメージ

① 後継者の全遺産に係る相続税額

② 後継者が取得した財産が特例対象株式のみと仮定する。

③ 後継者が取得した財産が特例対象株式20%のみと仮定する。

④ ② - ③ = 納税猶予額

⑤ ① - ④ = 相続税額

非上場株式等についての相続税の納税猶予(6)

(5) 計算方法

- ① 全遺産に係る相続税額を計算し、後継者の取得した遺産に応じた相続税額の負担額を計算する。
- ② 後継者が相続により取得した財産が、特例の対象となる株式のみであると仮定して相続税を計算する。
- ③ 後継者が相続により取得した財産が、特例の対象となる株式の20%のみであると仮定して相続税を計算する。
- ④ ②-③ = 納税猶予額
- ⑤ ①-④ = 相続税額

非上場株式等についての相続税の納税猶予(7)

(6) 具体例(相続人2人の子のみ、法定相続分で相続)

- ① $((\text{その他遺産} 2\text{億円} + \text{対象株式} 1\text{億円} - \text{基礎控除額} 7\text{千万円}) \times 1/2 \times \text{税率} 40\% - 1,700\text{万円}) \times 2 \times 1.5\text{億円}/3\text{億円} = 2,900\text{万円}$
- ② $(\text{対象株式} 1\text{億円} + \text{他の相続人の相続財産} 1\text{億} 5\text{千万円} - \text{基礎控除額} 7\text{千万円}) \times 1/2 \times \text{税率} 30\% - 700\text{万円}) \times 2 \times 1\text{億円}/2.5\text{億円} = 1,600\text{万円}$
- ③ $(\text{対象株式} 1\text{億円} \times 20\% + 1\text{億} 5\text{千万円} - \text{基礎控除額} 7\text{千万円}) \times 1/2 \times \text{税率} 20\% - 200\text{万円}) \times 2 \times 2\text{千万円}/1.7\text{億円} = 188\text{万円}$
- ④ 納税猶予額 ② - ③ = 1,412万円
- ⑤ 相続税額 ① - ④ = 1,488万円

参考文献

- ・「相続税の意義と根拠」水野忠恒『相続税・贈与税の諸問題』日税研論集第61号(2011)日本税務研究センター編
- ・『租税法 第17版』金子宏(平成24年・弘文堂)
- ・「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル」中小企業庁財務課 平成24年7月